

# 個人所得課税に関する私見

土居 丈朗

(慶應義塾大学経済学部)

<http://web.econ.keio.ac.jp/staff/tdoi/>

# 概 要

## ■ 個人所得税制における控除の見直し

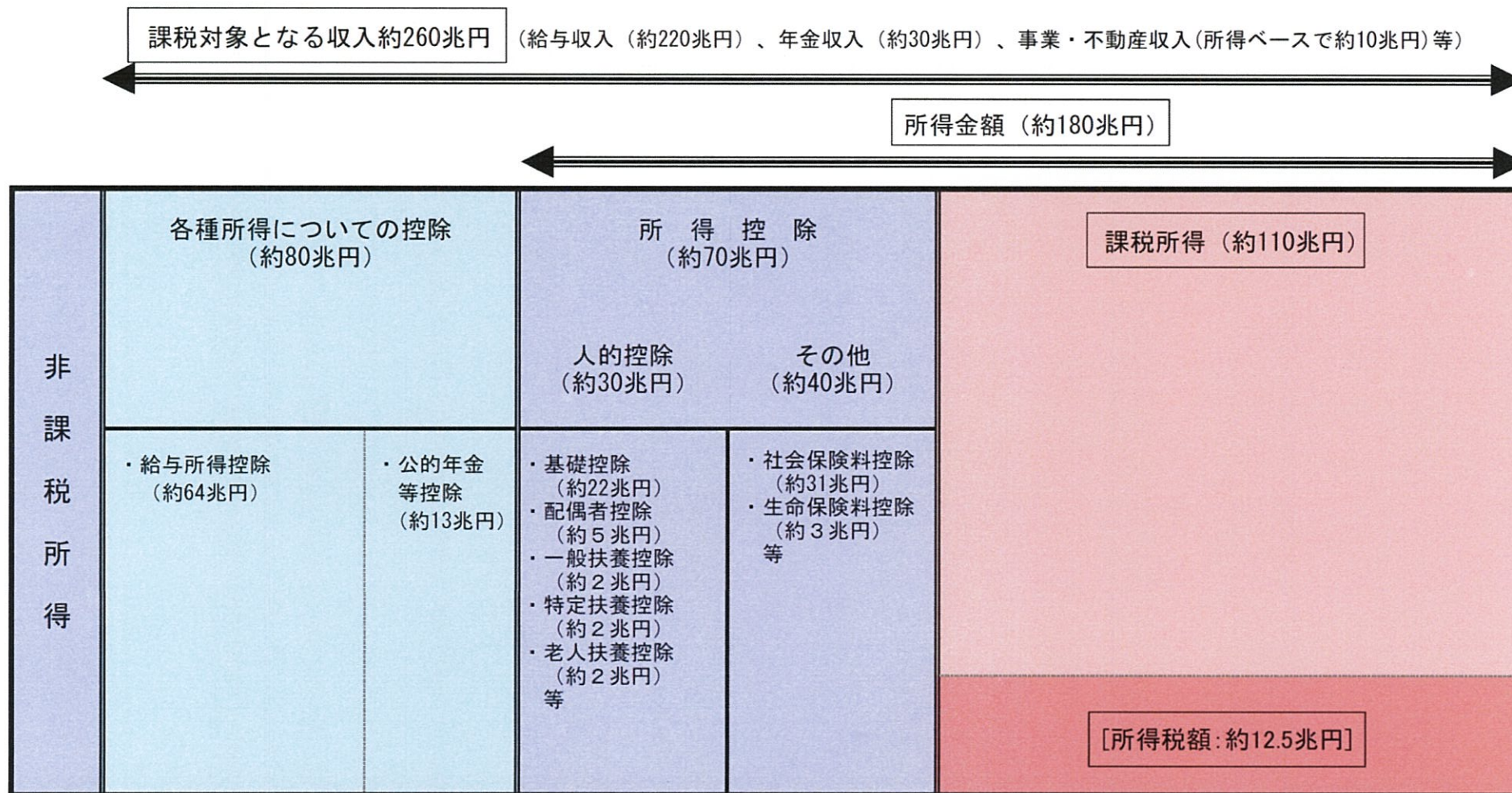
- 所得再分配機能の回復
- 所得控除が多く、税額控除が少ないのが現状
- 非課税所得（特に高齢者の遺族年金）の扱い  
（所得税が非課税の上に、社会保険料の賦課も免れられる）

## ■ 老後の資産形成を支援する税制

- 一時金払いの横行
- 私的年金制度・非課税貯蓄制度の林立

# 所得税の課税ベースと諸控除(総合課税分)

- 現在課税対象となる収入は約260兆円、課税所得は約110兆円。



(注1)計数は「平成29年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。  
 (注2)上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得等)の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.3兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。

# 2013年以降の税制改正

税制改正	内容
2013	給与所得控除の上限設定(給与収入1500万円超で控除上限245万円) 復興特別所得税と復興特別住民税の導入 退職所得等に係る個人住民税の額から、税額の10%を控除する措置の廃止
2014	譲渡所得課税の軽減税率廃止(税率10%→20%)
2015	最高税率引上げ(4000万円超で45%)
2016	給与所得控除の上限引下げ(給与収入1200万円超で控除上限230万円)
2017	給与所得控除の上限引下げ(給与収入1000万円超で控除上限220万円)
2018	配偶者控除と配偶者特別控除の見直し

注) 当該暦年収入に適用される税制

# 日本家計パネル調査(JHPS)

- 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター「日本家計パネル調査(Japan Household Panel Survey: JHPS)」
- 2009年から調査開始(2009年1月に第1回調査)。2015年1月に第7回調査
- 全国9,633人の接触対象者から4,000人(回収率:41.5%)の調査票を回収
- 2013年1月の第5回調査(JHPS2013)を使用。2012年の世帯収入(2013年改正直前)のデータが利用可能。

# マイクロシミュレーション分析

- 2013年JHPS第5回調査・・・2012年の年間収入
- 税制の影響を計算するために必要な情報
  - 世帯構成員の数、年齢
  - 世帯構成員の所得(所得源ごと)
  - 社会保険料の支払額
  - 医療費支出
  - 住宅等の取得のための経費 等
- 所得税、住民税、社会保険料、児童手当→推計
  - 居住地の市町村データに基づき、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を推計
  - 児童手当は、年齢や世帯構成(第1子、第2子、第3子...)や世帯所得に基づき推計

# 分析方法

- 等価世帯可処分所得で、10階層に分類

$$\text{等価世帯可処分所得} = \frac{\text{世帯可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員}}}$$

- 給与所得＝「勤め先の収入」－給与所得控除
- 事業所得＝「自営・事業・内職収入」－青色申告控除
- 公的年金等の雑所得＝「公的年金」＋「企業年金・個人年金」－公的年金等控除
- その他の雑所得＝「その他の収入」＋「仕送り金・受贈金の受け取り」
- 不動産所得＝「家賃・地代収入」
- 利子所得＝「利子・配当金」
- その他に、退職金、有価証券の売却損益
- 世帯可処分所得＝世帯収入－所得税－住民税－社会保険料

# 比推定

- JHPS2013で、可処分所得の推計が可能な2338世帯のデータを使用
- 総務省『国勢調査』2010年と2015年に基づき、世帯主年齢階級別・世帯主性別・世帯人数別の世帯数に従って調整
- サンプルごとの抽出係数を基に、課税前収入、所得、世帯人員、税額等を加重平均した推計値を算出
- 世帯数合計 = 52,512,577世帯



# 各税制改正後の等価世帯可処分所得に基づくジニ係数 とReynolds-Smolensky index

	ジニ係数	Reynolds-Smolensky index
JHPS 2013	0.3280344	—
税制改正		
2013	0.3274487	0.0005857
2014	0.3273467	0.0001020
2015	0.3267976	0.0005491
2016	0.3267004	0.0000972
2017	0.3265812	0.0001192
2018	0.3260424	0.0005388

注) Reynolds-Smolensky indexは、ジニ係数の差。正の値は格差縮小の意。

出典: 土居丈朗, 2019, 「『所得税改革のマイクロシミュレーション分析』プロジェクト2018年度報告書」, 東京財団政策研究所.

<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3095>

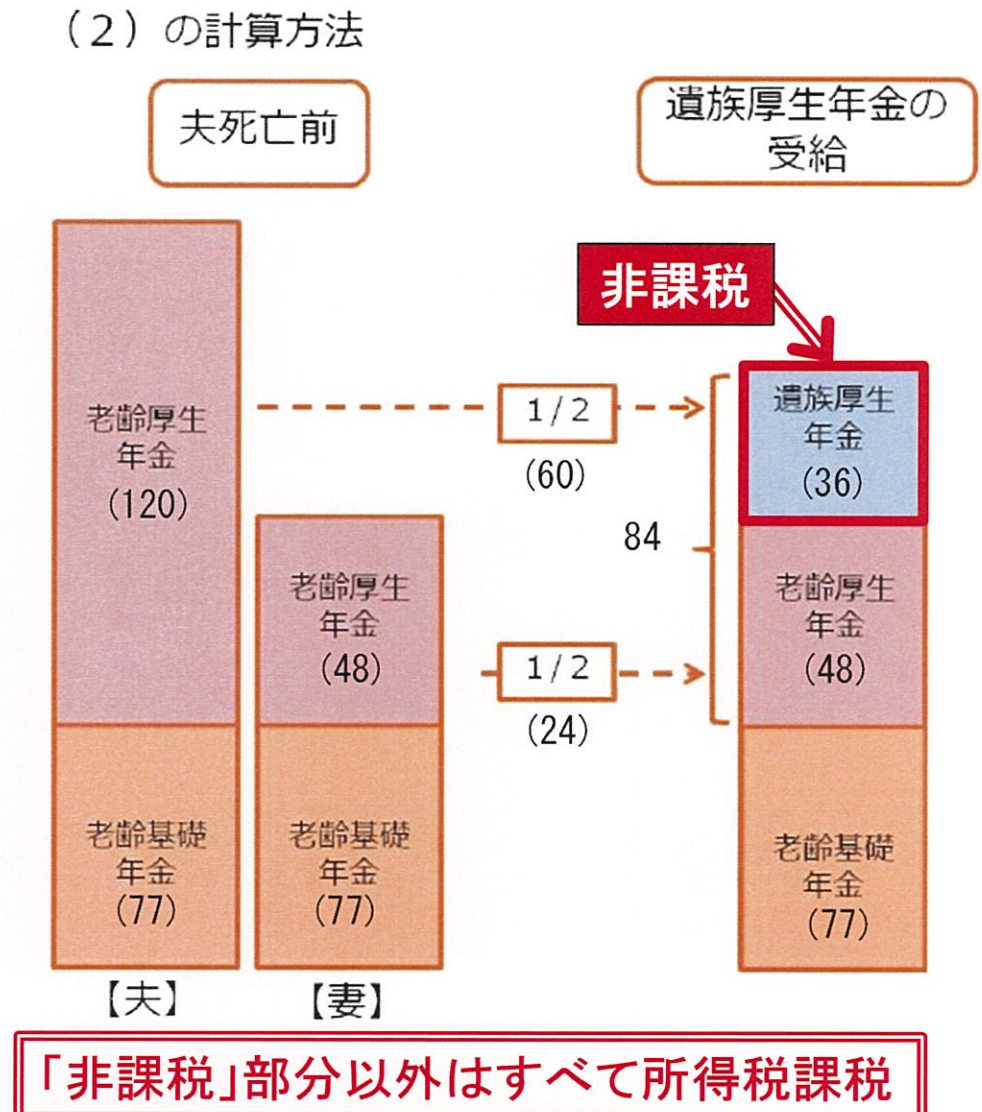
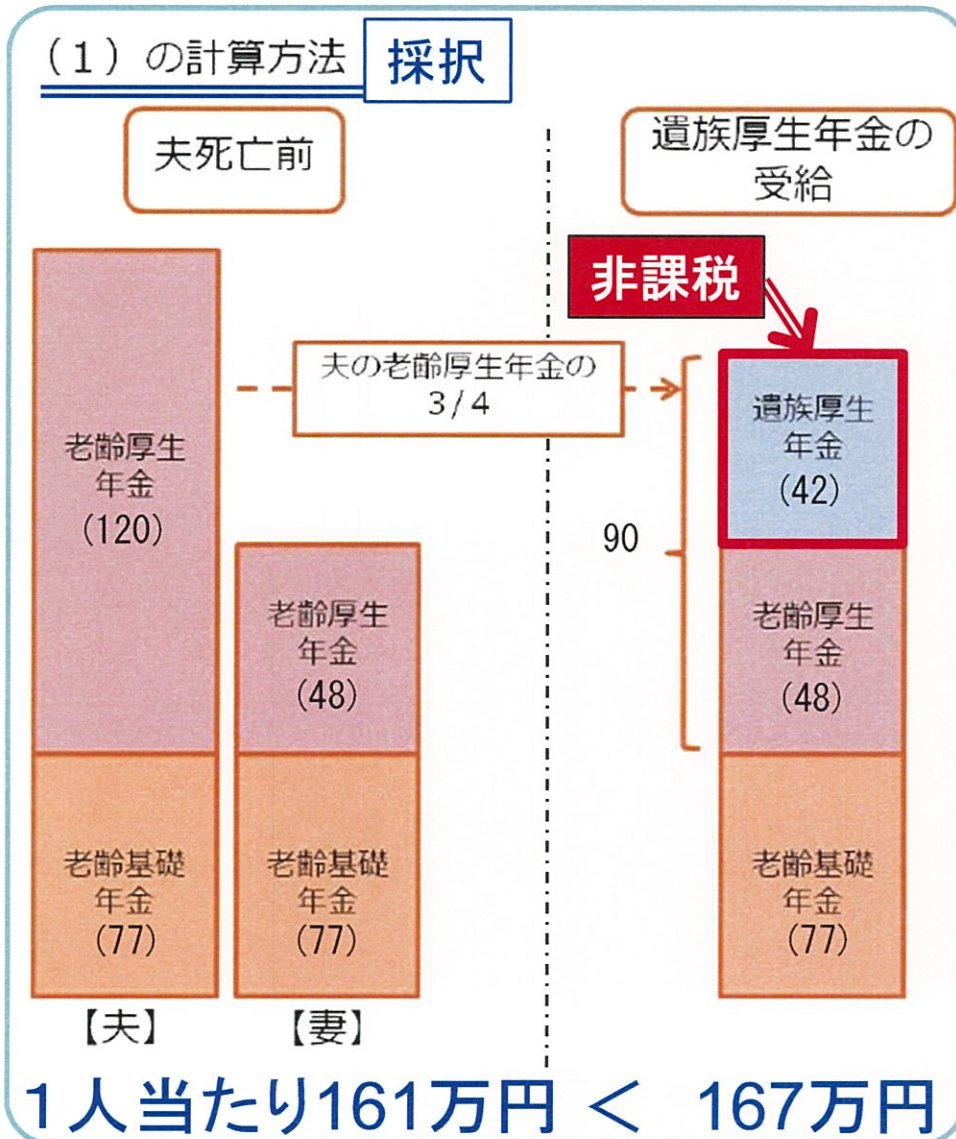
# 土居(2019)の分析結果

- 税制改正の所得再分配効果
- 給与所得控除の上限設定(1500万円超)と最高税率引上げ(4000万円超)で所得格差縮小の効果が相対的に大きい
- しかし、所得格差縮小の効果は総じて小さい  
ジニ係数:0.3280(改正前)→0.3260(改正後)
- 所得控除のままの控除見直しでは、所得格差縮小の効果は大きくできない。税額控除化の検討が必要。

# 老齢遺族年金の受給額

(1)か(2)のどちらか多い方

単位:万円(年額)

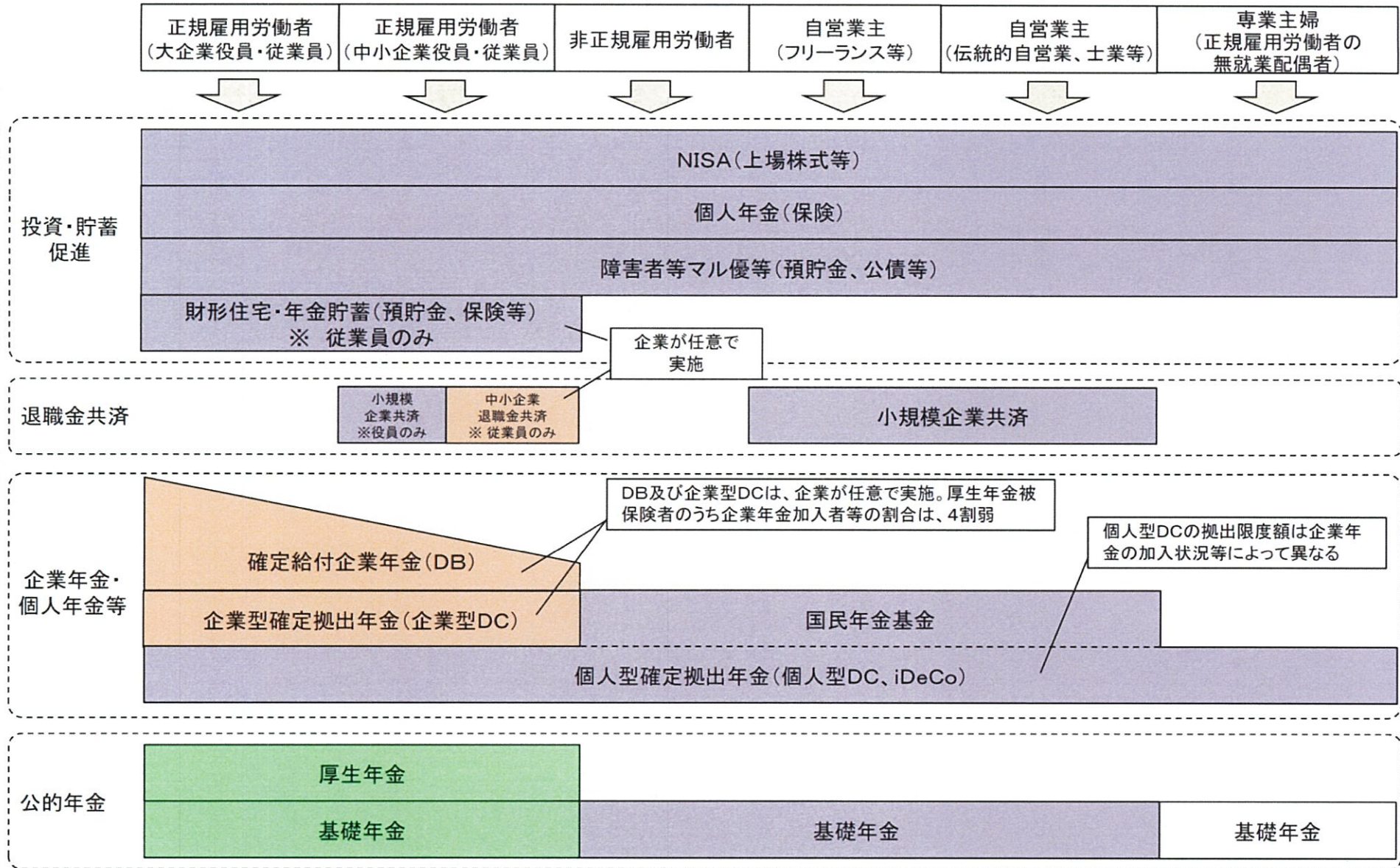


出典:厚生労働省年金局「平成25年度年金制度のポイント」を基に改編して作成

# 高齢者の遺族年金が非課税であること による弊害

- 若年者への遺族年金、障害年金とは区別して議論
  - 同じ課税前収入でも、自らの受給権による年金受給では所得税・住民税を払うが、遺族年金だと所得税・住民税を払わなくてよい
  - 住民税納税者は、より高い保険料を負担するが、住民税非課税者は医療と介護で保険料負担が軽減
- 高齢者の間で年金の扱いが不公平
- まず課税対象とし、その後所得税制で低所得者には負担軽減(課税ゼロ)とすることも可能

# 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

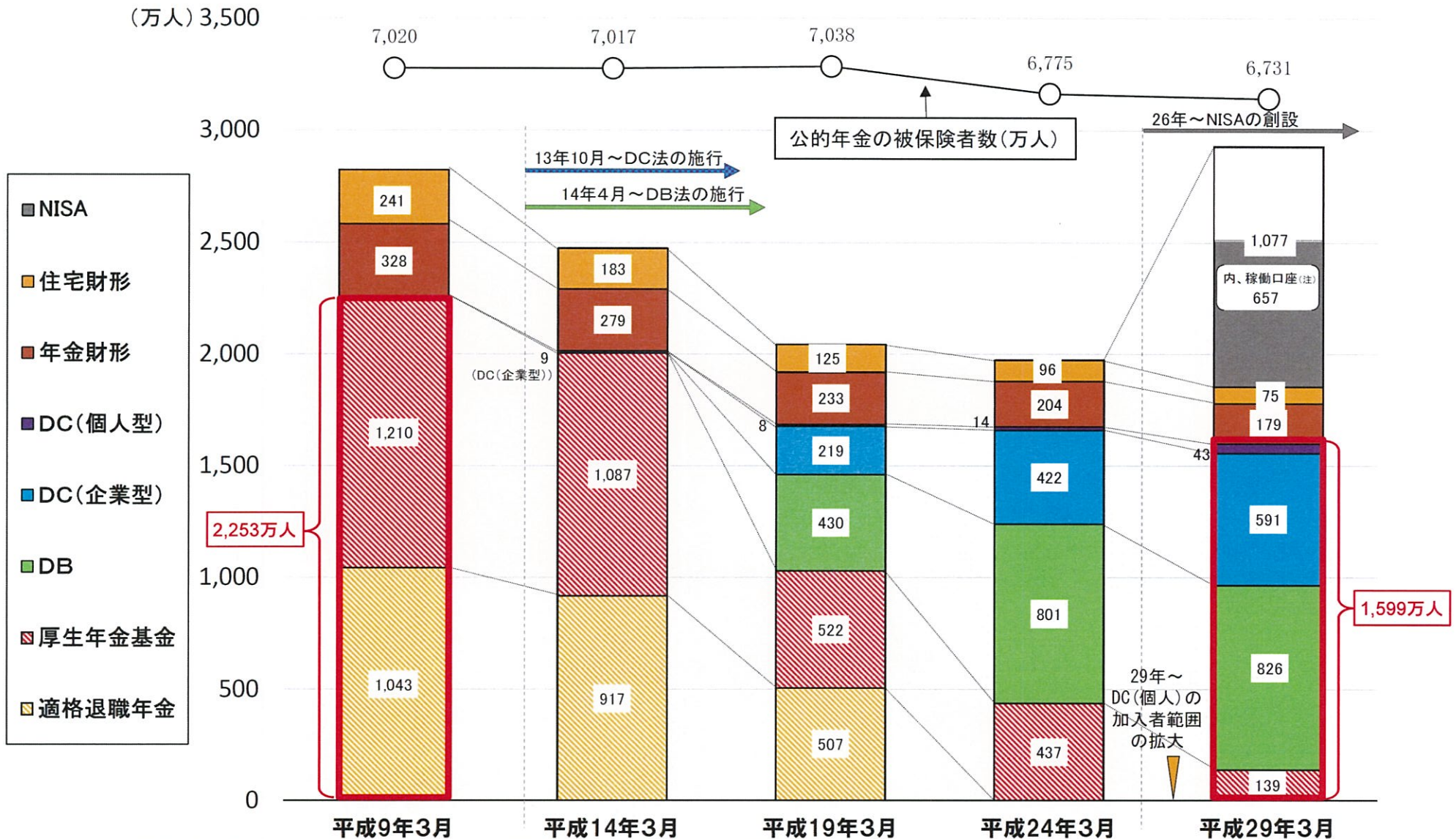


(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注) 上記は、原則的な取扱いを示すものであり、個々の制度について加入可能な対象者の範囲等をすべて図示したものではない。

# 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移



(注) 「NISA口座の利用状況に関する調査結果(金融庁)」による口座開設数(1,077万口座)に、「NISA口座開設・利用状況調査結果(日本証券業協会)」による稼働率(61.0%)を乗じたもの。

(備考) 1 「加入者数等」とは、保険料の拠出や貯蓄・投資を行う者(各年金制度の被保険者又は加入者、財形制度の利用者、NISA制度の口座開設者)の人数をいう。

2 NISA以外の加入者数等は、「厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省)」、「企業年金の受託概況(生命保険協会・信託協会・JA共済連)」、「企業年金白書(ライフデザイン研究所)」及び「財形貯蓄制度の実施状況について(厚生労働省発表)」による。

3 企業に勤める者が加入対象の主な制度の加入者数を記載しており、重複加入もある。また、上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金(約40万人)、公務員等が加入する退職等年金給付(約445万人)などがあることに留意(いずれも加入者数は平成29年3月末の値)。

## 主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

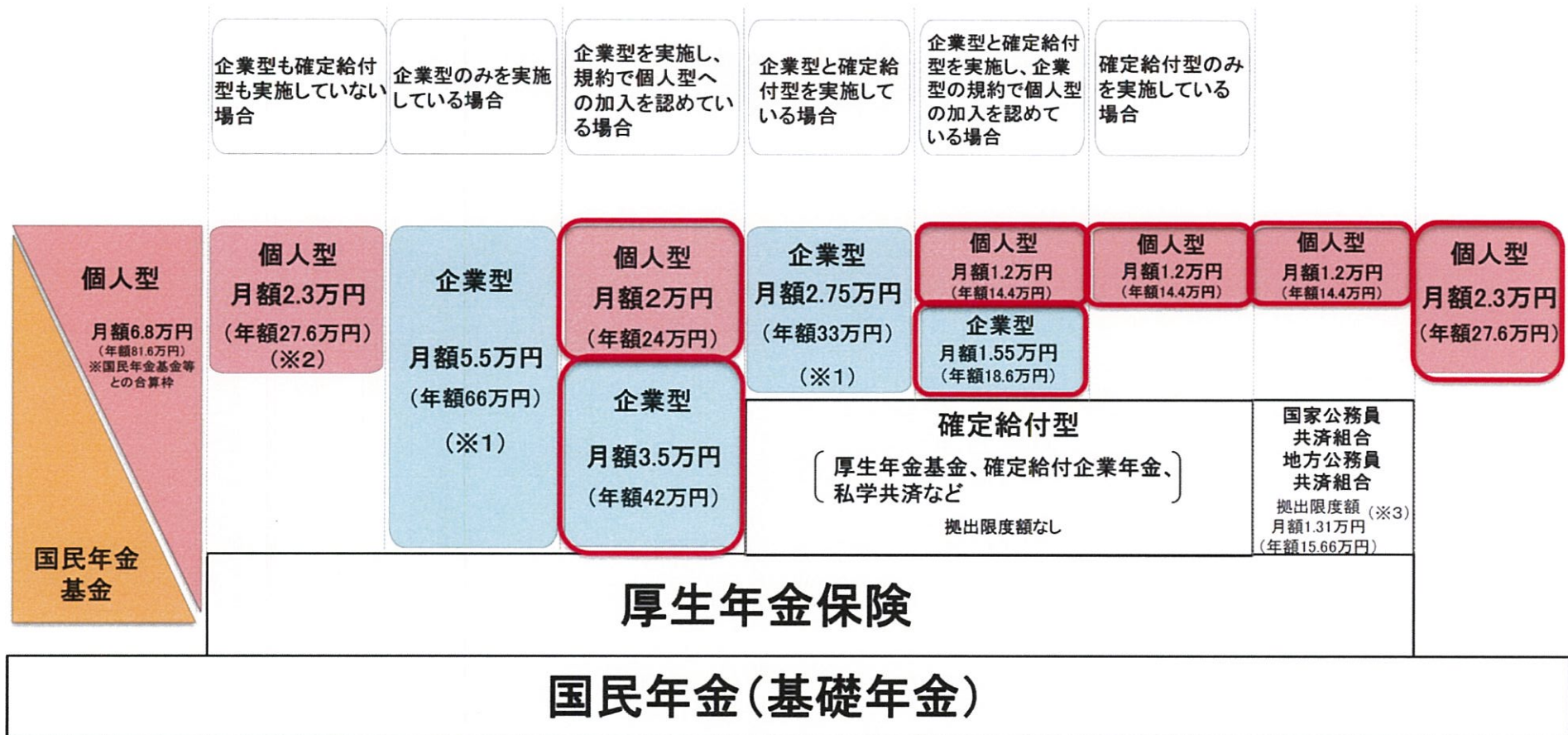
制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
<b>私的年金</b>	<b>確定給付企業年金(DB)</b> ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入  <b>E</b>	一部控除 (生命保険料控除)	課税停止 (注)  <b>E</b>	なし (中途引出し可)	
	<b>確定拠出年金(DC)</b> ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	<b>【企業型DC】</b> 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) <b>【個人型DC】(iDeCo)</b> 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 (小規模企業共済等掛金控除)		【年金払い】雑所得(公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可
	<b>厚生年金基金</b> ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 (社会保険料控除)		【一時金払い】退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	<b>適格退職年金</b> ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 (生命保険料控除)		<b>T (t)</b>	なし (中途引出し可)
<b>非課税貯蓄・投資</b>	<b>NISA</b> ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	<b>【一般NISA】</b> 投資限度額: 年120万円(非課税期間5年間) <b>【つみたてNISA】</b> 投資限度額: 年40万円(非課税期間20年間)	(事業主拠出なし)	税引き後所得から拠出	非課税	なし	
	<b>財形住宅(年金)貯蓄</b> ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		<b>T</b>	<b>E</b>	<b>E</b>	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税

(注) 積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から平成32年3月までは課税停止とされている。

(備考) 上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

# 拠出限度額の一覧

□ : 従来からあった非課税の拠出限度額  
 □ : 2016年改正で設けられた非課税の拠出限度額



国民年金  
第1号被保険者

国民年金  
第2号被保険者等

国民年金  
第3号被保険者

※1 拠出限度額の範囲内で事業主拠出に加え、加入者も拠出可能(マッチング拠出)。ただし、加入者拠出は事業主拠出を超えない範囲内でのみ可能。  
 ※2 企業年金を実施していない従業員100人以下の事業主は、拠出限度額の範囲内で加入者拠出に加え、事業主も拠出可能(中小事業主掛金納付制度)。  
 ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額上限は62万円、標準期末手当等の額上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。



# 確定拠出年金の受給開始時の商品選択プロセス

加入者が受給開始可能期間に到達

(受給開始時まで、運用していた金融商品を売却、現金化※1)

加入者は、受給開始請求時に、受給方法の計画を立てる

(複数の受給方法を組み合わせて受給することも原則可能。ただし、一度決めた方法は原則として変更不可)

一時金として  
受給を選択※2

一時金で受給

年金として受給を選択※3

年金商品の購入を選択

いずれかの商品を購入

終身年金保険を購入

終身年金を受給

有期年金保険を購入

有期年金を受給

運用しながら受給を選択

預貯金、保険商品、  
投資信託などの  
金融商品を購入※1

分割取崩しによる受給

※1 加入者が「分割取崩し」を選択する場合は、受給開始請求時まで運用していた金融商品を売却せず、継続して運用することも可能。

※2 法律上、年金としての支給が原則とされており、一時金としての支給は労使の合意があった場合のみ受給権者が選択可能となる。

※3 年金支給開始から5年後以降に受給権者が申出があった場合は、一時金として支給を受けることができる(労使合意があった場合に限る)。

## 確定給付企業年金と確定拠出年金における受給の形態①

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が低額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金(併給)	8%	1%	1%
一時金	68%	94%	89%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成  
確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査(平成29年度)を基に作成

# 老後の資産形成を支援する税制改革(1)

- 誤解を与えない議論の提起
  - 「貯蓄促進＝消費減退」という誤解  
⇒ 老後に備えた分散投資の促進
  - 「貯蓄への税制優遇＝金持ち優遇」という誤解  
⇒ 中低所得層の老後の所得保障の強化
- わが国の制度の欠点(当面解決すべき課題)
  - 一時金払いの横行
  - 私的年金制度・非課税貯蓄制度の林立

# 老後の資産形成を支援する税制改革(2)

## ① 一時金払いと年金払いの同等性確保

- 退職所得課税の強化

## ② 高所得者の年金課税強化

- 公的年金等控除の縮小

## ③ 私的年金・非課税貯蓄制度の拠出枠の統一化

- 拠出額の名寄せは、税制(マイナンバー)で行う
- 税制優遇が受けられる「適格性」を、国税庁が認定する

# 老後の資産形成を支援する税制改革(3)

## ④ 老後の所得保障と整合的な非課税制度の再設計

- 公的年金以外に、私的年金等で必要な所得代替率の確認
- DB型とDC型を税制で同等に扱う
- TEE型の利用者(特に、低所得者やEET型年金の取崩し後の貯蓄での利用者)を、税制で有利不利が出ないように扱う
- 税制優遇によって生じる財政負担の確認
- 合理的な拠出額にのみ税制優遇を与える